

住まい・まちづくり担い手事業

平成22年度 募集要項

持続可能なストック型の社会への転換が迫られるなか、質の高い住宅を長期にわたり使用していくための市場環境、市街地環境の整備が求められています。

このような環境を創り出していくため、国土交通省は、住宅の建設、維持管理、流通、まちづくり等についての各団体の活動を促進する「住まい・まちづくり担い手事業」を行います。

この事業は、先導的な活動を行う団体に対し支援を行い、その成果等をご報告いただき、今後、世代を超えて地域の資産となる住まい・まちづくり活動の情報提供やビジネスモデルの構築の検討にあたり、ご報告いただいた成果等を活用させていただくものです。

つきましては、住まい・まちづくりに関する活動を行っている団体で、活動に対する支援を希望し、活動の成果等をご報告いただける団体を以下のとおり募集します。

また、当事業については、一般公募により決定した一般社団法人住まい・まちづくり担い手支援機構と協力して実施します。

(この事業は長期優良住宅等推進環境整備事業の予算により行うものです。)

1. 部門

以下の分野に該当する世代を超えて地域の資産となる住まい・まちづくりの実践的調査研究や事業実施などの先導的な活動で、平成22年度に実施するもの。

次の2つの部門に分けて募集を行います。

(1) すまい・一般部門

住宅の流通、維持・管理等のための活動

〔例〕

- ・ 住み替え・二地域居住等に関する空き家活用等の活動
- ・ 超長期ローンや新たなファンドなどの金融システムのモデル構築
- ・ 既存住宅の評価、流通などのビジネスモデルの構築など

住環境の再生・整備・保全等のための活動

〔例〕

- ・ ニュータウン、住宅団地等の再生手法の開発
- ・ 密集市街地の居住環境の整備改善手法の開発
- ・ 長期的に住み続けるための住環境の維持・保全に係る支援活動

その他の住まい・まちづくり活動(建設・生産、生活支援等)

〔例〕

- ・ 新たな権利形態での住宅供給システムの構築
- ・ コンバージョンによる整備手法の開発
- ・ 住み続けるためのコミュニティによる生活支援活動

(2) 建築・まちなみ部門

建築デザイン、まちの景観の向上、建築資産の活用等に関する活動

〔例〕建築等の専門家と地方公共団体が連携して実施する次の事業など

- ・ 地域に根ざした建築景観の調査
- ・ ルール等の作成や運用による地区のまちづくりの検討
- ・ 建築規制等の活用にあたっての検討
- ・ 地域資産を活用したプロジェクトの実施
- ・ 地域の建築デザイン・技術等を活かした手法の開発
- ・ 地域性にあった公的建築等のデザインの検討やコンペ等の実施
- ・ 建築、都市デザイン調整の実施
- ・ 活動内容の広報PRや活動組織の確立 など

建築協定等が結ばれた地域等における住環境の整備・保全のための活動

〔例〕地域の住民が主体となり実施する次の事業など

- ・ 建築協定区域の良好な環境形成に向けた活動
- ・ 既成市街地における建築協定の締結に向けた検討
- ・ 複数の建築協定法人が連携して、課題の解決・情報発信等を行う活動 など

(2) 建築・まちなみ部門に係る活動の例や、専門家の派遣等の詳細については、活動の手引き(オペレーションガイド)をご参照ください。

<http://www.s-m-ninaiteshien.jp/>

注) 応募されたもののうち、他の部門が適切と考えられたものについては、他の部門への応募として審査させていただくことがあります。

(次ページもよくお読み下さい)

2. 対象団体

以下の要件を満たす団体であること。

- (1) 営利を目的としない以下の団体であること。
 - イ) 特定非営利活動法人（NPO法人）
 - ロ) 公益法人等（社団法人、財団法人等）
 - ハ) 任意団体等（協議会、準備組合、市民活動団体、専門家による団体等）
- (2) 代表者が明確で、団体としての意志決定システムが確立していること。
- (3) 団体の会計処理が適切に行われていること。

注) 地方公共団体は対象にはなりません、地方公共団体が構成員となっている団体は対象となります。株式会社等の営利法人が単独では応募できませんが、任意団体等の一員となることは可能です。

【「(2) 建築・まちなみ部門」の注意】

「(2) 建築・まちなみ部門」の「建築協定等の活動」については、建築協定等の結ばれた地域又は検討を行っている地域の住民団体が主体（住民団体の協議会や住民団体等が含まれる連名での応募を含む。）のものを対象とします。

3. 活動支援の額等

- (1) 本事業による活動支援の額は、活動費と報告書作成費を合わせ、原則として1団体当たり100～300万円とします。
- (2) 選定を受けた支援対象団体は、支援対象活動の詳細等を調整のうえ、補助金の交付申請をしていただくこととなります。
- (3) 活動支援費は、精算後の支払いとなります。

精算は平成23年3月末の予定ですが、事業の全部又は一部が年度途中で終了した場合には、年度途中（12月末頃を予定）での支払いを実施することも可能です。

注) 活動実施前の概算払いには対応できませんのでご注意ください。
- (4) 支援対象活動に係る費用は、団体の他の活動と区別して経理していただき、活動終了後（遅くとも年度末）に報告書と併せて精算報告書を提出していただきます。

注1) 活動支援は1年毎に選定することとしています。継続して事業を行う場合にあっては3年以内を限度に次年度以降に応募することが可能です。

注2) 本事業以外の助成や委託を受けて実施する活動については、重複して本事業の支援を受けることはできませんのでご注意ください。

注3) 活動に必要な備品購入等は支援の対象となりますが、住宅等の整備費そのものは対象となりませんのでご注意ください。

4. 支援団体の募集

平成22年度の支援対象団体数は、「(1) 住まい・一般部門」、「(2) 建築・まちなみ部門」を合わせて100団体程度を予定しています。

5. 応募の手続き

(1) 応募様式（「団体概要書」及び「活動企画書」）の電子データの入手方法

応募様式は、一般社団法人住まい・まちづくり支援機構のホームページからダウンロードして頂きます。なお、所定の様式以外による応募及び所定の様式を作り替えた様式での応募は無効となりますのでご注意ください。

URL <http://www.s-m-ninaitte-shien.jp/>

(2) 応募様式の記入方法

原則として、パソコンで作成してください。

(3) 参考資料の添付

以下の書類等がある場合は、現物又はコピーを参考資料として添付して下さい。

- ・団体の規約や定款、パンフレット
- ・昨年度の決算及び活動報告

(4) 応募書類の提出の方法

応募書類をプリントアウトしたものと、その電子データをフロッピーディスクやCDに保存したもの（参考資料は除く）を、以下の提出先に、郵送若しくは宅配便でお送り下さい。なお、E-mail および FAX による送付は受け付けませんのでご注意ください。提出資料は返却しません。

[提出先]

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル5階

一般社団法人 住まい・まちづくり担い手支援機構「住まい・まちづくり担い手事業」**応募係**

(5) 応募書類の提出期限

平成22年5月10日（月）必着

6. 支援対象団体の選定

(1) 選定方法

提案事業の採択にあたり、応募提案は、一般社団法人住まい・まちづくり担い手支援機構に設置する「住まい・まちづくり担い手事業選定委員会」が、支援希望団体から提出された「団体概要書」「活動企画書」(参考資料含む)を厳正に審査し、支援対象団体を決定します。

なお、選定にあたって必要に応じて追加資料の提出を求めたり、問い合わせを行うことがあります。

「住まい・まちづくり担い手事業選定委員会」名簿

委員長 大村 謙二郎(筑波大学 教授)
委員 中川 雅之(日本大学 教授)
園田 眞理子(明治大学 教授)
柳沢 厚(慶応義塾大学 非常勤講師)
長崎 卓(独立行政法人建築研究所 企画部長)

(2) 選定の視点

支援対象団体の選定は以下の視点で行います。また、選定にあたっては、地域、活動の種類等のバランス等に配慮させていただく場合があります。

1) 独自性・先導性

- ・着眼点、活動内容、研究方法、活動成果等に独自性があるか
- ・先導性があり、他への啓発・波及効果を期待できるか

2) 実行確実性

- ・住まいづくりやまちづくりに関する調査研究や事業の活動経験・実績があるか
- ・支援対象の活動の目的・目標、期間が妥当かつ明確なものであるか
- ・活動手法に具体性があり、実施体制・実施準備が整っているか など

3) 継続性・発展性

- ・支援期間終了後も継続的、発展的な取組みが期待できるか
- ・地方公共団体や他団体等との連携など、活動の広がりが期待できるか
- ・昨年度以前に当事業により支援を受けている場合は、活動内容が、昨年度以前に比べ発展したものととなっているか

4) 活動費用の妥当性

(3) 選定結果の通知

選定結果は6月末までに全応募団体に通知します。なお、選定結果についてのお問い合わせはご遠慮ください。

(4) 選定後の手続き

支援対象団体とは、個別に活動内容や支援額等について調整させていただきます。

その際、必要に応じて資金計画や活動内容に関する資料を提出していただくことがあります。また、選定結果の通知の際に必要な手続きについてお知らせしますので、それに沿って手続きをしていただく必要があります。

7. 報告書の提出

活動の内容及び成果等に関する報告書(10~20頁程度)を所定の様式により取りまとめ、平成23年3月1日(火)までに、提出していただきます。

なお、支援対象団体には、活動の進捗状況の報告(中間報告)をして頂きます。また、視察、ヒアリング等に協力して頂くことがあります。

8. 各部門の注意事項

(1) すまい・一般部門

1) 情報交流会の開催

2月に「情報交流会」を開催する予定としています。複数年継続して支援を受けている団体は可能な限りご参加下さい。(旅費等については、各支援団体の負担となりますが、活動支援の額に含む事が可能です)

(2) 建築・まちなみ部門

1) 建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会*との連携

支援対象団体の選定や専門家の派遣等について、「建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会」と連携して実施することとしています。

*協議会ホームページ <http://www.kenchikushikai.or.jp/machi-suishin/kyogikai.html>

2) 地方公共団体からの推薦書の添付

全国的な規模での活動を除き、地方公共団体と連携して実施することを想定しているため、応募にあたっては、原則として、所定の様式による地方公共団体による推薦書の添付が必要です。なお、推薦書については、やむを得ない場合に限り、別に提出する事ができます。ただし、この場合においても、平成22年5月17日(月)必着で提出してください。

3) 活動報告会への参加

支援対象団体は、2月に開催予定の「活動報告会」への参加が必須となります。(旅費等については、各支援対象団体の負担となりますが、活動支援の額に含む事が可能です)

4) 景観まちづくり協議会専門家の派遣

支援対象団体の希望に応じ、「建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会」から専門家を推薦し、派遣します。(15団体程度)希望については、応募書類に記載してください。(費用については協議会負担となります。)

9. その他

- ・活動計画が継続困難となった場合は、費用の全部又は一部を支払わないことがあります。また、費用の返還を求めることがあります。
- ・手続きの詳細については、今後変更がある場合があります。

10. 問い合わせ先

一般社団法人 住まい・まちづくり担い手支援機構
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル5階
TEL:03-3588-7799 FAX:03-3586-3823
URL <http://www.s-m-ninait-shien.jp/>